

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	福祉医療業務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、福祉医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療業務
②事務の概要	<p>岡崎市子ども医療費助成条例、岡崎市心身障がい者医療費助成条例、岡崎市母子家庭等医療費助成条例及び岡崎市後期高齢者福祉医療費助成条例に基づき、福祉の増進を図ることを目的とし、福祉医療業務として、対象となる方が医療機関を受診した際に発生する「保険診療による医療費の一部負担金」の助成を行っている。</p> <p>①受給資格の確認(新規・変更・更新) ②申請書等の受理 ③受給者証の交付(新規・変更・更新・再交付) ④助成金の交付(現物給付:審査支払機関等へ支払、償還払い:受給者等へ支払) ⑤医療費請求情報の審査、指定医療機関との過誤調整 ⑥高額療養費の代理申請・受領、本人求償 ⑦第三者行為に係る医療費の求償</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の業務で取扱う。</p> <p>①受給資格の確認(新規・変更・更新) 住民票関係情報、地方税関係情報、障がい者関係情報、障がい福祉サービス関係情報、障がい者自立支援給付等関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報、介護保険給付等関係情報、国民健康保険関係情報、高齢者医療給付等関係情報、児童扶養手当関係情報、児童福祉関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報を参照する。</p>
③システムの名称	福祉総合システム(医療助成) 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名管理システム データ連携基盤(庁内連携システム) 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) サービス検索・電子申請機能 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・ 番号利用法第9条第2項 ・ 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第50号)第4条第1項別表第1の4、5、6及び7の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第9号 【情報提供の根拠】 情報提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 医療助成室
②所属長の役職名	医療助成室長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岡崎市 福祉部 医療助成室 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 0564-23-6148
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岡崎市 福祉部 医療助成室 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 0564-23-6148

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	I 1. ②事務の概要	…岡崎市後期高齢者福祉医療費助成条例(案)に基づき、…	…岡崎市後期高齢者福祉医療費助成条例に基づき、…	事後	
平成29年2月15日	I 3. 個人番号の利用 法令の根拠	岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)	岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 4・5・6・7の項	事後	
平成29年2月15日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号利用法第19条第8号	事後	
平成29年2月15日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	三矢 富昭	富安 秀法	事後	
平成29年2月15日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年10月31日 時点	事後	
平成29年2月15日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年10月31日 時点	事後	
平成29年2月15日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	法改正に伴う略称の変更のため
平成30年3月23日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号	(情報照会の根拠)番号利用法第19条第8号	事後	
平成30年3月23日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	富安 秀法	鴨下 成賢	事後	
平成30年3月23日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月31日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	
平成30年3月23日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月31日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 1. ②事務の概要	①受給資格の確認(新規・変更・更新) …障がい者関係情報、児童福祉関係情報、生活保護関係情報、…児童扶養手当関係情報、…を参照する。	①受給資格の確認(新規・変更・更新) …障がい者関係情報、障がい福祉サービス関係情報、障がい者自立支援給付等関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報、…児童扶養手当関係情報、児童福祉関係情報、…を参照する。	事後	
平成31年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	鴨下 成賢	医療助成室長	事後	
平成31年4月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年10月31日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	
平成31年4月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年10月31日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	-	[○]提供・移転しない	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムをとの接続	-	十分である ・ [○]接続しない(提供)	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 8. 監査	-	[○]自己点検 ・ [○]内部監査	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年12月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年10月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年12月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】番号利用法第19条第8号	【情報照会の根拠】番号利用法第19条第9号	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システム(医療助成) 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名管理システム データ連携基盤(庁内連携システム) 住民記録システム(既存住民基本台帳システム)	福祉総合システム(医療助成) 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名管理システム データ連携基盤(庁内連携システム) 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) サービス検索・電子申請機能	事後	
令和4年4月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・ 番号利用法第19条第9号	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第9号 【情報提供の根拠】 情報提供なし	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつの時点の計測か	令和2年3月31日 時点	令和3年12月31日 時点	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システム(医療助成) 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名管理システム データ連携基盤(庁内連携システム) 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) サービス検索・電子申請機能	福祉総合システム(医療助成) 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名管理システム データ連携基盤(庁内連携システム) 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつの時点の計測か	令和3年3月31日 時点	令和4年12月31日 時点	事後	